

平成 年度分

市町村民税
道府県民税

住宅借入金等特別税額控除申告書

(年末調整で住宅借入金等特別控除の適用を受け、所得税の確定申告書を提出しない納税者用)

(市区町村提出用)

(受付印)	現住所		整理番号
	平成 年 1月1日現在の住所		電話番号
提出年月日	住宅借入金等特別控除の対象となる物件の所在地		生年月日
年 月 日	フリガナ 氏名	印	

地方税法附則第5条の4第1項及び第6項の規定の適用を受けたいので、同条第3項及び第8項の規定に基づき申告します。

1 所得税の住宅借入金等特別控除に係る事項【平成11年から平成18年の間に居住の用に供したものに限り】

居住開始年月日 (注1)	新築又は購入 平成 年 月 日
	増改築等 平成 年 月 日

2 市町村民税・道府県民税から控除される住宅借入金等特別税額控除額の計算

(単位：円)

前年分の所得税の住宅借入金等特別控除可能額(平成19年以降の居住年に係る額を除く)	①	
平成十八年の前年分の給与所得控除後の給与等の金額	②	
前年分の所得税控除の額の合計額	③	
前年分の所得税の課税総所得金額(② - ③)	④	(マイナスの場合は0)
④に対する所得税額相当額	⑤	
前年分の所得税額(税額控除前)	⑥	
①と⑤のいずれか少ない方の金額	⑦	
市町村民税・道府県民税の住宅借入金等特別税額控除見込額(⑦ - ⑥)	⑧	(マイナスの場合は0)
市町村民税の住宅借入金等特別税額控除額(⑧ × 3/5)	⑨	
道府県民税の住宅借入金等特別税額控除額(⑧ × 2/5)	⑩	

(注1) 2回以上の増改築等に係る住宅借入金等について控除を受けている場合又は新築や購入した家屋に係る住宅借入金等とその家屋を居住の用に供した年の翌年以後に居住の用に供した増改築等をした部分に係る住宅借入金等の両方の住宅借入金等について控除を受けている場合には、当該二以上の住宅借入金等に係る居住開始年月日をそれぞれ記載してください。

(注2) 「平成十八年所得税法等改正法施行前の所得税相当額」とは、所得税法等の一部を改正する等の法律(平成十八年法律第十号)第十四条の規定による廃止前の経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律(平成十一年法律第八号)第四条の規定により読み替えられた所得税法等の一部を改正する等の法律第一条の規定による改正前の所得税法第二編第三章第一節の規定を適用して計算した所得税の額に相当する額をいいます。

整理欄	
-----	--

注意 この申告書の記載に当たっては、別に配付される各年度分に係る記載要領を参照してください。

平成 年度分

市町村民税
道府県民税

住宅借入金等特別税額控除申告書

(年末調整で住宅借入金等特別控除の適用を受け、所得税の確定申告書を提出しない納税者用)

(税務署確認用)

受付印	現住所		整理番号
	平成 年 1月1日現在の住所		電話番号
提出年月日	住宅借入金等特別控除の対象となる物件の所在地		生年月日
年 月 日	フリガナ 氏名	印	. .

地方税法附則第5条の4第1項及び第6項の規定の適用を受けたいので、同条第3項及び第8項の規定に基づき申告します。

1 所得税の住宅借入金等特別控除に係る事項【平成11年から平成18年の間に居住の用に供したものに限り】

居住開始年月日 (注1)	新築又は購入 平成 年 月 日
	増改築等 平成 年 月 日

2 市町村民税・道府県民税から控除される住宅借入金等特別税額控除額の計算

(単位：円)

前年分の所得税の住宅借入金等特別控除可能額(平成19年以降の居住年に係る額を除く)		①	
平成十八年の所得税相当額等改正(注2)施行前	前年分の給与所得控除後の給与等の金額	②	
	前年分の所得税控除の額の合計額	③	
	前年分の所得税の課税総所得金額 (② - ③)	④	(マイナスの場合は0)
	④に対する所得税額相当額	⑤	
前年分の所得税額(税額控除前)		⑥	
控除額の計算	①と⑤のいずれか少ない方の金額	⑦	
	市町村民税・道府県民税の住宅借入金等特別税額控除見込額 (⑦ - ⑥)	⑧	(マイナスの場合は0)
	市町村民税の住宅借入金等特別税額控除額 (⑧ × 3/5)	⑨	
	道府県民税の住宅借入金等特別税額控除額 (⑧ × 2/5)	⑩	

(注1) 2回以上の増改築等に係る住宅借入金等について控除を受けている場合又は新築や購入した家屋に係る住宅借入金等とその家屋を居住の用に供した年の翌年以後に居住の用に供した増改築等をした部分に係る住宅借入金等の両方の住宅借入金等について控除を受けている場合には、当該二以上の住宅借入金等に係る居住開始年月日をそれぞれ記載してください。

(注2) 「平成十八年所得税法等改正法施行前の所得税相当額」とは、所得税法等の一部を改正する等の法律(平成十八年法律第十号)第十四条の規定による廃止前の経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律(平成十一年法律第八号)第四条の規定により読み替えられた所得税法等の一部を改正する等の法律第一条の規定による改正前の所得税法第二編第三章第一節の規定を適用して計算した所得税の額に相当する額をいいます。

整理欄	
-----	--

注意 この申告書の記載に当たっては、別に配付される各年度分に係る記載要領を参照してください。

平成 年度分

市町村民税
道府県民税

住宅借入金等特別税額控除申告書

(本人控)

(年末調整で住宅借入金等特別控除の適用を受け、所得税の確定申告書を提出しない納税者用)

<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 20px; height: 20px; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> 受付印 </div>	現住所		整理番号
	平成 年 1月1日現在の住所		電話番号
提出年月日	住宅借入金等特別控除の対象となる物件の所在地		
年 月 日	フリガナ		生年月日
	氏名	印	. .

地方税法附則第5条の4第1項及び第6項の規定の適用を受けたいので、同条第3項及び第8項の規定に基づき申告します。

1 所得税の住宅借入金等特別控除に係る事項【平成11年から平成18年の間に居住の用に供したものに限り】

居住開始年月日 (注1)	新築又は購入 平成 年 月 日
	増改築等 平成 年 月 日

2 市町村民税・道府県民税から控除される住宅借入金等特別税額控除額の計算

(単位：円)

前年分の所得税の住宅借入金等特別控除可能額(平成19年以降の居住年に係る額を除く)	①	
平成十八年の前年分の給与所得控除後の給与等の金額	②	
前年分の所得税控除の額の合計額	③	
前年分の所得税の課税総所得金額 (② - ③)	④	(マイナスの場合は0)
④に対する所得税額相当額	⑤	
前年分の所得税額(税額控除前)	⑥	
①と⑤のいずれか少ない方の金額	⑦	
市町村民税・道府県民税の住宅借入金等特別税額控除見込額 (⑦ - ⑥)	⑧	(マイナスの場合は0)
市町村民税の住宅借入金等特別税額控除額 (⑧ × 3/5)	⑨	
道府県民税の住宅借入金等特別税額控除額 (⑧ × 2/5)	⑩	

(注1) 2回以上の増改築等に係る住宅借入金等について控除を受けている場合又は新築や購入した家屋に係る住宅借入金等とその家屋を居住の用に供した年の翌年以後に居住の用に供した増改築等をした部分に係る住宅借入金等の両方の住宅借入金等について控除を受けている場合には、当該二以上の住宅借入金等に係る居住開始年月日をそれぞれ記載してください。

(注2) 「平成十八年所得税法等改正法施行前の所得税相当額」とは、所得税法等の一部を改正する等の法律(平成十八年法律第十号)第十四条の規定による廃止前の経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律(平成十一年法律第八号)第四条の規定により読み替えられた所得税法等の一部を改正する等の法律第一条の規定による改正前の所得税法第二編第三章第一節の規定を適用して計算した所得税の額に相当する額をいいます。

整理欄	
-----	--

注意 この申告書の記載に当たっては、別に配付される各年度分に係る記載要領を参照してください。

(年末調整で住宅借入金等特別控除の適用を受け、所得税の確定申告書を提出しない納税者用)

この申告書は、年末調整で住宅借入金等特別控除の適用を受け、所得税の確定申告書を提出しない方が、地方税法附則第5条の4に規定する個人の道府県民税及び市町村民税の住宅借入金等特別税額控除を受けるときに使用します。

1 所得税の住宅借入金等特別控除に係る事項

住宅借入金等特別控除の対象となる物件に居住を開始した年月日を記載してください。

(注) 2回以上の増改築等に係る住宅借入金等について控除を受けている場合又は新築や購入した家屋に係る住宅借入金等とその家屋を居住の用に供した年の翌年以後に居住の用に供した増改築等をした部分に係る住宅借入金等の両方の住宅借入金等について控除を受けている場合には、当該二以上の住宅借入金等に係る居住開始年月日をそれぞれ記載してください。

2 市町村民税・道府県民税から控除される住宅借入金等特別税額控除額の計算

平成20年分の所得の内容等について、【給与所得の源泉徴収票(例)】を参考に次のとおり記載してください。

(1) 「①」欄

【給与所得の源泉徴収票(例)】の㉔の金額を記載してください。

(2) 「②」欄

【給与所得の源泉徴収票(例)】の㉕の金額を記載してください。

(3) 「③」欄

【給与所得の源泉徴収票(例)】の㉖の金額を記載してください。

【給与所得の源泉徴収票(例)】

平成20年分 給与所得の源泉徴収票														
支払を受ける者		住所又は居所		氏名		(役職者番号)		(フリガナ)		(役職者)				
種別	支払金額	給与所得控除後の金額		所得控除の額の合計額		源泉徴収税額								
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
控除対象配偶者の有無等	控除の種類	扶養親族の数(配偶者を除く)	障害者の数(本人を除く)	社会保険料等の金額	生命保険料の控除額	地震保険料の控除額	住宅借入金等特別控除の額							
有無	特別	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
(例)住宅借入金等特別控除可能額		㉔		国民年金保険料等の金額		㉕		配偶者の合計所得		個人年金保険料の金額		旧長期障害保険料の金額		円
未成年者	乙	本人が障害者	妻	夫	勤労学生	死上退避者	外国人	中途就・退職	受給者	生	年	月	日	
	欄	特別	の	欄	欄	欄	欄	欄	欄	欄	欄	欄	欄	欄
支払者	住所(市内)又は所在地	氏名又は名称		(電話)										

(5) 「⑤」欄

次の【税額表】により、「④」の金額の区分に応じた計算式に当てはめて計算した金額を記載してください。

【税額表】

④の金額	⑤の金額
1,000円 ~ 3,299,000円	④×0.1
3,300,000円 ~ 8,999,000円	④×0.2 - 330,000円
9,000,000円 ~ 17,999,000円	④×0.3 - 1,230,000円
18,000,000円 ~	④×0.37 - 2,490,000円

(例) ④の金額が350万円のとき

$$3,500,000円 \times 0.2 - 330,000円 = 370,000円$$

(6) 「⑥」欄

次の【税額表】により、「④」の金額の区分に応じた計算式に応じた計算式に当てはめて計算した金額を記載してください。

【税額表】

④の金額	⑥の金額
1,000円 ~ 1,949,000円	④×0.05
1,950,000円 ~ 3,299,000円	④×0.1 - 97,500円
3,300,000円 ~ 6,949,000円	④×0.2 - 427,500円
6,950,000円 ~ 8,999,000円	④×0.23 - 636,000円
9,000,000円 ~ 17,999,000円	④×0.33 - 1,536,000円
18,000,000円 ~	④×0.4 - 2,796,000円

(例) ④の金額が350万円のとき

$$3,500,000円 \times 0.2 - 427,500円 = 272,500円$$

3 この申告書は平成21年3月16日まで(市町村民税・道府県民税の納税通知書が送達される時まで)に提出されたものを含む。)に、給与所得の源泉徴収票の原本を添付して、平成21年1月1日現在お住まいの市区町村へ提出してください。

(4) 「④」欄

「②」欄の金額から「③」欄の金額を差し引いた金額(千円未満の端数を切捨て。マイナスの場合は0円)を記載してください。

記載にあたってご不明な点については、お住まいの市区町村の税務担当課におたずねください。